

## 議案第128号

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

令和7年9月25日  
健康福祉部福祉政策課

## 1 改正理由

令和元年の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、**災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を設置することが市町村の努力義務とされた。**

本市でも、大地震等の災害により、調査審議を要する事案が発生した際に、速やかに対応することができるよう、市条例の一部を改正するもの。

## 2 改正内容

市条例において、第16条 大津市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」)の規定を設けるもの。

### 3 委員会による調査審議事項

区 分	内 容
災害弔慰金	直接死ではなく、災害と死亡理由との関連性についての調査審議が必要なもの
災害障害見舞金	災害と受傷した障害との関連性等についての調査審議が必要なもの

### 4 委員会の概要

区 分	内 容
委員総数	5 名
委員（有識者）	医師、弁護士
委員の任期	3 年
委員会の設置	常 設
委員会の開催方法	随 時（令和7年度は1回開催予定）

## 5 第16条 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
(新設)	<p>(設置)</p> <p>市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金(以下、「災害弔慰金等」という。)の支給に関する事項を調査審議するため、大津市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、災害弔慰金等の支給に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

## 6 施行期日 公布日